



市民福祉の拠点 市社会福祉センター 5月1日にオープン



施設の紹介

〔老人福祉センター〕

1階……玄関ロビー・事務室・相談室・機能回復訓練室・老人作業室・休憩室・浴場・保健室・管理人室・会議室・調理室・機械室・便所
2階……ステージ付集会室・娯楽室(2室)・趣味の室
これらはすべて和室です。・便所

〔社会福祉關係施設〕

3階……大會議室・小會議室(和・洋2室)・講習室・
相談室(4室)・湯沸室・便所

4階……大ホール・機械室・便所

六十歳以上の方だけが利用できる老人福祉センターでは老人の健康相談や軽作業、浴場の開放、趣味の講座等の事業を行います。

浴場は午前十時から午後三時まで無料開放しています。

また趣味の講座は茶道、詩吟、生花、民謡、書道等を行っています。娯楽室にはアンマ機、囲碁、将棋、テレビ等を置いていますので一日を楽しく過ごすことができます。

三階は相談室を四室設け心配ごと相談、母子相談等の事業を行います。

四階は三歳から小学校六年生までの幼児、児童のために週四日程開放します。

体に關係する方

利用の申し出

三の通りではありません。

目前三十日から十日までの間
代表者が所定の書類で申し込
ください。

に基づいて手帳等の交付を受けている方。

下地用月日
その手帳を受付に必ず提示してください。
▽六十歳以上の方・市が発行しました「ことぶき手帳」
▽身体障害者…「身体障害者

**市税は納期前納付を
前納報奨金がつきます**

前納報酬金の計算例

固定資產稅第1期納期限5月31日

年税額 60 000円

内訳第1期15,000円 第2期15,000円
第3期15,000円 第4期15,000円

5月29日までに全期分を納付した場合
 $15,000\text{円} \times \frac{1}{100} \times 13\text{カ月分} = 1,950\text{円}$

5月30日に全期分を納付した場合

$$15,000 \text{ 円} \times \frac{1}{100} \times 11 \text{ カ月分} = 1,650 \text{ 円}$$

固定資産税 第1期 お得な前納報奨金制度をご利用ください。

今年度の固定資産税が決る

第1期分の納期は5月末日まで

四十九年度の固定資産税がきました。近く、納税通知書をお手許へお届けします。固定資産税の納税義務者は、昭和四九年一月一日現在、土地、家屋の所有者として土地登記簿、家屋登記簿および土地、家屋の補充課税台帳に登記または登録されている方ならびに償却資産の所有者として償却資産課税台帳に登録されている方です。したがって、たとえば一月二日に所有権を移転した場合でも前の所有者が納税義務者になります。今年は特に地方税法の改正、その他諸般の事情により第一期の納定期限は一ヶ月遅れて五月三十日になっています。そこで納税通知書に記載されている税額はどうにして算定されているかなどを説明しましょう。

課税標準額を基礎に算定

昭和四十九年度の固定資産税および都市計画税の税額はそれが百分の一、四、都市計画税は百分の一〇、一二の税率を乗じて得た額です。

固定資産税の課税標準額

課税標準額は原則として、その資産の価格（評価額）ですが農地以外の土地の課税標準額は昨年の地方税法の改正によって住宅用地と非住宅用地とに大別されました。住宅用地については、昭和五

十年度から課税標準額を評価額の二分の一の額とする特例が設けられ、昭和四八年年度および昭和四十九年度に限り、従来の負担調整措置を継続することになりました。

また、非住宅用地については

くわしく知るために課税標準額がどのようにして算定されかけます。

昭和四八年年度の評価額と課税標準額との差額の法人については三分の一、個人については一分の一を評価額から控除して得た額を、昭和四十九年度の課税標準額を評価額の四分の一の額とすることになります。

ところが、このたびの地方税法の改正で住宅用地の上に存する住居の戸数が三戸以上ある場合は、その戸数に二百平方米を乗じて得た面積に相当する住宅用地とします。（）については税負担をさらに軽減するため課

税標準額を評価額の四分の一の額とすることになりました。

家の評価は個々の家屋の再建築費、いかえれば評価の対象となつた家屋と全く同じものを現在その場所に再び新築するものとした場合に必要とされる建築費を算出し、これを基準にして評価する方法になります。

この再建築費は木造家屋の場合、屋根、基礎、造作、建具など十一の部分に区分して、それ

都市計画税の課税標準額

都市計画税の課税標準額は土地、家屋共にその評価額です。ただし、農地は昭和三十八年

度から三年間に限り税額が一分の一に減額されます。

住宅建設の促進を図るために定資産税を次のとおり減額することになります。

「地方税法の改正の要点および税率の算出例」をごらんください。

新築家屋には税額を軽減

100 平方メートル以下の家屋に適用

階以上は年度分の定資産税が二分の一に減額されます。

ただし評価した一平方メートルが木造で三万六千円、鉄骨又はコンクリートブロック造で四万五千円、鉄筋コンクリート造で五万五千円以上の建物は減額の対象になりません。

一般の専用住宅で床面積が百平方米（三十・二五坪）以下の

家屋は、その住宅に新たに固定

された区画された部屋

が三階以上の住宅アパート等

で、それぞれの区画された部屋

につり一世帯が使用する部分が百平方米以下の建物のうち地上階数が四階以下は五年度分、五

度から三年間に限り税額が一分の一に減額されます。

中高層耐火建築物の地上階数つまり一世帯が使用する部分が百平方米以下の建物のうち地上階数が四階以下は五年度分、五

度から三年間に限り税額が一分の一に減額されます。

一般の専用住宅で床面積が百

平方米（三十・二五坪）以下の

家屋は、その住宅に新たに固定

された区画された部屋

が三階以上の住宅アパート等

で、それぞれの区画された部屋

につり一世帯が使用する部分が百平方米以下の建物のうち地上階数が四階以下は五年度分、五

度から三年間に限り税額が一分の一に減額されます。

中高層耐火建築物の地上階数つまり一世帯が使用する部分が百平方米以下の建物のうち地上階数が四階以下は五年度分、五

度から三年間に限り税額が一分の一に減額されます。

一般の専用住宅で床面積が百

平方米（三十・二五坪）以下の

家屋は、その住宅に新たに固定

された区画された部屋

が三階以上の住宅アパート等

で、それぞれの区画された部屋

につり一世帯が使用する部分が百平方米以下の建物のうち地上階数が四階以下は五年度分、五

度から三年間に限り税額が一分の一に減額されます。

中高層耐火建築物の地上階数つまり一世帯が使用する部分が百平方米以下の建物のうち地上階数が四階以下は五年度分、五

度から三年間に限り税額が一分の一に減額されます。

一般の専用住宅で床面積が百

平方米（三十・二五坪）以下の

家屋は、その住宅に新たに固定

された区画された部屋

が三階以上の住宅アパート等

で、それぞれの区画された部屋

につり一世帯が使用する部分が百平方米以下の建物のうち地上階数が四階以下は五年度分、五

度から三年間に限り税額が一分の一に減額されます。

中高層耐火建築物の地上階数つまり一世帯が使用する部分が百平方米以下の建物のうち地上階数が四階以下は五年度分、五

度から三年間に限り税額が一分の一に減額されます。

一般の専用住宅で床面積が百

平方米（三十・二五坪）以下の

家屋は、その住宅に新たに固定

された区画された部屋

が三階以上の住宅アパート等

で、それぞれの区画された部屋

につり一世帯が使用する部分が百平方米以下の建物のうち地上階数が四階以下は五年度分、五

度から三年間に限り税額が一分の一に減額されます。

中高層耐火建築物の地上階数つまり一世帯が使用する部分が百平方米以下の建物のうち地上階数が四階以下は五年度分、五

度から三年間に限り税額が一分の一に減額されます。

一般の専用住宅で床面積が百

平方米（三十・二五坪）以下の

家屋は、その住宅に新たに固定

された区画された部屋

が三階以上の住宅アパート等

で、それぞれの区画された部屋

につり一世帯が使用する部分が百平方米以下の建物のうち地上階数が四階以下は五年度分、五

度から三年間に限り税額が一分の一に減額されます。

中高層耐火建築物の地上階数つまり一世帯が使用する部分が百平方米以下の建物のうち地上階数が四階以下は五年度分、五

度から三年間に限り税額が一分の一に減額されます。

一般の専用住宅で床面積が百

平方米（三十・二五坪）以下の

家屋は、その住宅に新たに固定

された区画された部屋

が三階以上の住宅アパート等

で、それぞれの区画された部屋

につり一世帯が使用する部分が百平方米以下の建物のうち地上階数が四階以下は五年度分、五

度から三年間に限り税額が一分の一に減額されます。

中高層耐火建築物の地上階数つまり一世帯が使用する部分が百平方米以下の建物のうち地上階数が四階以下は五年度分、五

度から三年間に限り税額が一分の一に減額されます。

一般の専用住宅で床面積が百

平方米（三十・二五坪）以下の

家屋は、その住宅に新たに固定

された区画された部屋

が三階以上の住宅アパート等

で、それぞれの区画された部屋

につり一世帯が使用する部分が百平方米以下の建物のうち地上階数が四階以下は五年度分、五

度から三年間に限り税額が一分の一に減額されます。

中高層耐火建築物の地上階数つまり一世帯が使用する部分が百平方米以下の建物のうち地上階数が四階以下は五年度分、五

度から三年間に限り税額が一分の一に減額されます。

一般の専用住宅で床面積が百

平方米（三十・二五坪）以下の

家屋は、その住宅に新たに固定

された区画された部屋

が三階以上の住宅アパート等

で、それぞれの区画された部屋

につり一世帯が使用する部分が百平方米以下の建物のうち地上階数が四階以下は五年度分、五

度から三年間に限り税額が一分の一に減額されます。

中高層耐火建築物の地上階数つまり一世帯が使用する部分が百平方米以下の建物のうち地上階数が四階以下は五年度分、五

度から三年間に限り税額が一分の一に減額されます。

一般の専用住宅で床面積が百

平方米（三十・二五坪）以下の

家屋は、その住宅に新たに固定

された区画された部屋

が三階以上の住宅アパート等

で、それぞれの区画された部屋

につり一世帯が使用する部分が百平方米以下の建物のうち地上階数が四階以下は五年度分、五

度から三年間に限り税額が一分の一に減額されます。

中高層耐火建築物の地上階数つまり一世帯が使用する部分が百平方米以下の建物のうち地上階数が四階以下は五年度分、五

度から三年間に限り税額が一分の一に減額されます。

一般の専用住宅で床面積が百

平方米（三十・二五坪）以下の

家屋は、その住宅に新たに固定

された区画された部屋

が三階以上の住宅アパート等

で、それぞれの区画された部屋

につり一世帯が使用する部分が百平方米以下の建物のうち地上階数が四階以下は五年度分、五

度から三年間に限り税額が一分の一に減額されます。

中高層耐火建築物の地上階数つまり一世帯が使用する部分が百平方米以下の建物のうち地上階数が四階以下は五年度分、五

度から三年間に限り税額が一分の一に減額されます。

一般の専用住宅で床面積が百

平方米（三十・二五坪）以下の

家屋は、その住宅に新たに固定

された区画された部屋

が三階以上の住宅アパート等

で、それぞれの区画された部屋

につり一世帯が使用する部分が百平方米以下の建物のうち地上階数が四階以下は五年度分、五

度から三年間に限り税額が一分の一に減額されます。

中高層耐火建築物の地上階数つまり一世帯が使用する部分が百平方米以下の建物のうち地上階数が四階以下は五年度分、五

度から三年間に限り税額が一分の一に減額されます。

一般の専用住宅で床面積が百

平方米（三十・二五坪）以下の

家屋は、その住宅に新たに固定

お知らせのコトナリ 市役所

精神薄弱者の軽自動車税を減免

精神薄弱者(療育手帳所持者)と同一生計をさみ、方に該当する方は、49年度分の軽自動車税から申請によって減免されることがあります。

つぎに該当される方は、市市

民税課で減免申請の手続きをしてください。

(減免の対象)

▽療育手帳の障害程度の欄に「A」と記入されている方

▽精神薄弱者の通学通院もしくは生業のため使用する車。

ただし減免の対象となる車は1台に限ります。

(申請に必要なもの)

▽療育手帳、印鑑、同一生計者の運転免許証

▽申請期限 6月末日

地価公示制度が実施されます

49年5月1日から地価公示法に基づき、大分市で百2地点の標準地価格が建設省より官報で公示され、地価公示台帳が市都市開発課で閲覧できます。

地価公示制度とは、標準地を選定して毎年1月1日現在の正常な価格を公示し、一般の土地取引を行う者の指標として適正価格による取引きを行うようにすると共に地価形成の均衡を保持することを目的としています。

福祉年金、老齢特別給付金の定期届けは早めに

▽事業開始資金 50万円以内

▽事業継続資金 25万円以内

▽修学資金(月額) 国公立大

校3千円

▽修業資金(月額) 3千円

▽就職支援資金 3万円

▽就学支援資金 3万円

提出している人には証書を年に1回提出していただき年金額を記入してからお伝えをする手続です。5月期分を郵便局で受けと

▽住宅資金 30万円

母子福祉資金を貸します

▽申込先 大分海上保安部

▽受付期限 5月10日まで

(☎ 323906)

海上保安学校 学生を募集

▽提出場所 大在支所

▽7日 戸次、判田 ▽8日 吉野 ▽9日 竹中、河原内

以上提出場所

▽7日 種田 ▽8日 賀来 ▽9日 東種田

以上提出場所

▽7日 鶴崎支所

▽7日、8日 大在地区全域

▽7日、8日 坂ノ市支所

▽7日 戸次、判田 ▽8日 吉野 ▽9日 竹中、河原内

以上提出場所

▽7日 種田 ▽8日 賀来 ▽9日 東種田

以上提出場所

▽7日 鶴崎支所

▽7日、8日 大在地区全域

▽7日 戸次、判田 ▽8日 吉野 ▽9日 竹中、河原内

以上提出場所

▽7日 種田 ▽8日 賀来 ▽9日 東種田

以上提出場所

新就職者の研修会を行ふ

▽申込先 県立大分工業高校

▽受付期限 5月10日まで

(☎ 361111)

会を行ふ

▽申込先 県立大分工業高校

▽受付期限 5月10日まで

(☎ 361111)

5月の文化会館の催し

▽申込先 県立大分工業高校

▽受付期限 5月10日まで

(☎ 361111)

5月の文化会館の催し